

## (一社) 日本繊維機械学会 会費減免規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本繊維機械学会会費規程第2条第2項に基づき、一般社団法人日本繊維機械学会（以下「本会」という）の組織強化のために、正会員の会費年額の減免措置について定める。

### (定義)

第2条 この規程における「従業員」の定義は、下記に定めるところによる。

「従業員」とは、正規、非正規関係なく企業・団体と直接雇用契約を結び、業務に従事する者をいう。

### (年会費の減免)

第3条 本会の正会員の会費年額が8,000円であることは、会費規程第2条に明記されているが、以下のいずれかに該当する者については、本人からの申請により下記の減免措置を受けることができる。

1 ゴールド割引：本会の賛助会員または維持会員の従業員が本会の正会員となる時、あるいは本会の正会員が賛助会員または維持会員の従業員である場合は、会費年額を2,000円とすることができる。

但し、この減免措置を受けることのできる正会員数は、賛助会員1口につき10名、維持会員1口につき30名を上限とする。

2 シルバー割引：本会の正会員、あるいは賛助会員または維持会員の従業員で満65歳を越え且つ下記の在籍年数が5年以上ある場合には、会費年額を2,000円とすることができる。

① 本会の正会員としての在籍年数

② 賛助会員または維持会員の従業員としての在籍年数

③ 上記①、②を合算した在籍年数

3 ブロンズ割引：本会に正会員として初めて入会したときは、1年間の会費年額を4,000円とすることができる。

但し、年度の途中において入会した場合は、会員になった初年度の会費及び翌年度の会費について適用する。

### (最低額の会費年額の適用)

第4条 本会の正会員が前条の2つ以上の事項に該当した場合は、その内最も低額の会費年額が適用される。

### (減免の時期)

第5条 年度途中で第2条の減免理由が発生した場合においても、会費規程第3条の「前納」の原則は優先されるものとする。また、すでに納入された会費は返還しない。

### (改廃)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

### (附則)

この規定は平成29年11月11日より施行する。

【現状の会費規定】

会員種別	資格	会費
1. 名誉会員	個人	無料
2. 正会員	個人	8,000 円
3. 学生会員	在学中の学生	2,000 円
4. 賛助会員	団体、個人	95,000 円
5. 維持会員	団体、個人	280,000 円

【新しい会費減免規定（平成 30 年度年会費より適用）】

会員種別	資格	減免種別	年会費	減免資格内容
1. 名誉会員	個人	-	無料	-
2. 正会員	個人	-	8,000 円	-
		ゴールド割引	2,000 円	維持会員あるいは賛助会員の従業員が本会の正会員である場合
		シルバー割引	2,000 円	満 65 歳以上の正会員で下記の在籍年数が 5 年以上である場合 ① 本会の正会員としての在籍年数 ② 賛助会員または維持会員の従業員としての在籍年数 ③ 上記①、②を合算した在籍年数
		ブロンズ割引	4,000 円	本会に初めて正会員として入会した場合 (年度途中で入会の場合は翌年にも適用)
3. 学生会員	在学中の学生	-	2,000 円	-
4. 賛助会員	団体、個人	-	95,000 円	-
5. 維持会員	団体、個人	-	280,000 円	-